

出雲崎町公共建築物における木材利用の促進に関する方針

平成 25 年 3 月 1 日

(目的)

第1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、新潟県が定めた「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成 23 年 10 月 12 日）に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、町有施設等における出雲崎町産材及び新潟県産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、二酸化炭素吸收源として地球温暖化の防止へ貢献するなど、森林の有する公益的機能の発揮や、再生可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、町民に安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「町有施設」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物（法第 2 条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、町有施設の建築にあたり、構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部に木材を利用するることをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等及び工作物に木材を利用するることをいう。
- (5) 「町産材」とは、出雲崎町内における森林から生産された木材をいい、「県産材」とは、新潟県内における森林から生産された木材をいう。

(木材利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 町は、法第 4 条に規定する町の責務を踏まえ、町有施設の整備において自ら率先して町産材及び県産材の利用に努める。

(町有施設における木材の利用の目標)

第4 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上 2 階建て以下かつ延べ床面積が 3,000 m²以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、木造化を推進する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

- 2 町有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる木質化を図る部分について、可能な限り木質化を検討する。
- 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、町産材及び県産材の使用を検討する。

(関係団体等への要請)

- 第5 町は、町関係団体等が行う施設の整備について、この方針の目的を踏まえて、町産材及び県産材の利用を要請する。
- 2 町は、林業事業体、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

- 第6 町は、町有施設における木材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努める。
- 2 町有施設の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(情報提供)

- 第7 町は、品質が確保された県産材利用に関する流通及び製品等に関する情報の収集・提供に努める。

(適用)

- 第8 この方針は、平成25年3月1日から適用する。

別表（町有施設）

	建築物の用途	建築物の仕上等に木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎 ・ 学校 ・ 福祉施設 ・ 医療施設 ・ スポーツ・文化施設 ・ 町営住宅 ・ コミュニティ施設 ・ 観光施設 ・ 展示、販売場 ・ 公園施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関ホール、ロビー、共用廊下、主要な居室等の床、壁、天井材 ・ 床や軒裏、ピロティの天井材 ・ 雨よけがある部分の外壁材 ・ 造作家具、備品類等
工作物	建築物に付帯する案内板、デッキ、パーゴラ、ベンチ等	

※木材の利用にあたっては、下記の点に留意する。

- ・ 建築物の用途によっては、建築基準法の耐火・準耐火建築物要求や内装制限の規定を受けるものがある。
- ・ 木材を外部や湿気が多くなると想定される部分に使用する場合は、耐久性のある樹種の選定や防腐・防蟻対策等に配慮する。